

公益財団法人横須賀芸術文化財団
令和2年度第1回評議員会
議 事 録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 議案第1号 令和元年度事業報告及び決算について

令和元年度は、横須賀芸術劇場の指定管理期間の第3期の6年目を迎え、開館25周年という節目の年を迎えた。引き続き、横須賀市のさらなる芸術文化の振興に寄与するため、事業計画に基づき各事業に取り組んだ。芸術普及事業では、多彩なジャンルの公演を市民に提供するため、39事業50公演を実施。芸術育成事業では、「世界オペラ歌唱コンクール『新しい声2019』オーディション in YOKOSUKA」をはじめ、劇場合唱団の運営、「若手アーティスト学校派遣プログラム」等を実施。大人から子どもまで、多くの市民が文化に触れ、参加できる機会を提供した。施設の管理及び運営では、さらなるサービスの向上を目指すとともに、施設の老朽化等、喫緊かつ今後の大きな課題について横須賀市と連携し、安全管理と環境整備に努めた。また、年度末においては、新型コロナウイルス感染症の問題が発生し、感染拡大防止のため、催し物や公演の中止・延期の対策を実施したこと。

決算については、事業活動収入の合計額は、8億967万8,381円、事業活動支出の合計額は、8億510万579円となり、事業活動収支差額は457万7,802円となった。また、予算では、財源の確保から特定資産である指定正味財産から2,000万円の取崩しを計上したが、収支改善のため取り崩さずに済み、当期収支差額は462万8,988円となった。また、当期一般正味財産増減額はマイナス221万3,656円、当期指定正味財産増減額は0円、正味財産期末残高は13億6,506万4,853円となった。また、公益財団法人の認定上の3つの財務基準についてはすべてクリアしたこと。

監査報告については、理事の職務の執行について監査した結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示していること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、内部管理体制の整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行が相当であること、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示していること。

2 1の事項の提案をした理事 代表理事（理事長）木村忠昭

3 評議員会の決議があったものとみなされた日 令和2年6月26日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第194条第1項（当財団定款第20条）の規定に基づき、評議員会の決議があったものとみなされたため、これを証するため、この議事録を作成する。

令和2年6月26日

公益財団法人横須賀芸術文化財団

代表理事（理事長）

木村忠昭

印

業務執行理事

鈴木正志

印